



下呂市障がい者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第111号

### 下呂市障がい者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市障がい者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年下呂市告示第13号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表（第2条、第5条、第10条、第11条関係）							別表（第2条、第5条、第10条、第11条関係）						
種目	対象者			用具の性能等	耐用年数	基準額（円）	種目	対象者			用具の性能等	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具の部～情報・意思疎通支援用具の部（略）							介護・訓練支援用具の部～情報・意思疎通支援用具の部（略）						
排泄管理支援用具（注）	ストーマー用装具（尿路）	ぼうこう又は直腸の機能障がい者である者であって、ストーマを増設	ぼうこう又は直腸の機能障がい者である者であって、ストーマを増設	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋等（ラテックス製又はプラス	—	14,000	排泄管理支援用具（注）	ストーマー用装具（尿路）	ぼうこう又は直腸の機能障がい者である者であって、ストーマを増設	ぼうこう又は直腸の機能障がい者である者であって、ストーマを増設	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋等（ラテックス製又はプラス	—	11,639

改正後					改正前				
1	系) スト ー マ 用 装 具 ( 消 化 器 系)	してい る者	チックフ イルム 製) 及び 付属品と する。 ※付属 品: 皮膚 保護ペー スト/パ テ、皮膚 保護パウ ダー、皮 膚保護ウ エハー、 コンベッ クス・イ ンサー ト、固定 用ベル ト、剥離 剤(リム ーバー)、 皮膚皮膜 剤(スキ ンバリ ア)、レッ グバッグ (下肢装 着用スト ーマ用装 具)、ナ	— 11, 000	1	系) スト ー マ 用 装 具 ( 消 化 器 系)	してい る者	チックフ イルム 製) 及び 付属品と する。 ※付属 品: 皮膚 保護ペー スト/パ テ、皮膚 保護パウ ダー、皮 膚保護ウ エハー、 コンベッ クス・イ ンサー ト、固定 用ベル ト、剥離 剤(リム ーバー)、 皮膚皮膜 剤(スキ ンバリ ア)、レッ グバッグ (下肢装 着用スト ーマ用装 具)、ナ	— 8,8 58

改正後					改正前				
				イト・ド レナージ バッグ (夜間用 ストーマ 用装具)、 ストーマ 袋カバ ー、サー ジカルテ ープ					イト・ド レナージ バッグ (夜間用 ストーマ 用装具)、 ストーマ 袋カバ ー、サー ジカルテ ープ
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等衛生用具)の項・収尿 器の項 (略)					紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等衛生用具)の項・収尿 器の項 (略)				
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の部 (略)					居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の部 (略)				
注1～注3 (略)					注1～注3 (略)				

附 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

